

旭医大達第101号
令和3年8月23日

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療ガス安全管理委員会規程（平成16年旭医大達第63号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 副病院長（事故防止・安全問題担当） 2人 (2) 麻酔科蘇生科長 (3) 診療科長のうちから若干人 (4) 手術部長 (5) 材料部長 (6) 集中治療部長 (7) 薬剤部長 (8) 看護部長が推薦する看護師 1人 (9) 臨床工学室長が推薦する臨床工学技士 1人 (10) <u>事務局次長（病院担当）</u> (11) 医療ガス設備の管理業務に従事する職員 1人	(略) (構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 副病院長（事故防止・安全問題担当） 2人 (2) 麻酔科蘇生科長 (3) 診療科長のうちから若干人 (4) 手術部長 (5) 材料部長 (6) 集中治療部長 (7) 薬剤部長 (8) 看護部長が推薦する看護師 1人 (9) 臨床工学室長が推薦する臨床工学技士 1人 (10) <u>病院事務部長</u> (11) 医療ガス設備の管理業務に従事する職員 1人

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 (略)

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第10号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(12) その他病院長が必要と認めた者

2 (略)

(略)